

委員会規則

平元. 9. 14 制定

平4. 7. 20 一部改正

平19. 8. 28 一部改正

平24. 3. 30 一部改正

平24. 11. 22 一部改正

平26. 6. 4 一部改正

(目 的)

第1条 この規則は、定款第5条及び定款第40条の規定に基づき、委員会について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会に自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会を設ける。

(諮問事項)

第3条 自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。

(1) 自主規制委員会

- ① 金融先物取引業（定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）に係る自主規制ルールに関する事項
- ② 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

(2) 業務委員会

- ① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項
- ② 金融先物取引業に関する広報宣伝、役職員の研修等の事項
- ③ その他本協会の運営に関し自主規制委員会及び規律委員会の担当に属さない事項

(3) 規律委員会

- ① 定款第19条に基づく会員の処分に関する事項
- ② 外務員の処分に関する事項

(委 員)

第4条 自主規制委員会は委員20人以内、業務委員会は委員20人以内、規律委員会は委員3人以内をもって構成する。

2 自主規制委員会及び業務委員会の委員は、会員及び特別参加者（以下「会員等」という。）の代表者（会員等の役員を含む。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者のうちから、会長が委嘱する。規律委員会の委員は、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 自主規制委員会の委員及び業務委員会の委員の任期は、その就任後 1 回目の通常総会の終了の時までとする。

4 規律委員会の委員の任期は、その就任後 2 回目の通常総会の終了の時までとする。

5 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長若干名を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議決方法)

第8条 委員会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

2 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議決に参加することができない。

(書面による委員会)

第9条 委員長が適当と認めるときは、委員会の開催に代え、書面をもって委員の意見を聞き、賛否を問うことができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第11条 自主規制委員会及び業務委員会の下に部会を置く。

2 部会員は、会員等の従業員、本協会の職員及び学識経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 部会員の任期は、その就任後 1 回目の通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠又は増員のため選任された部会員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 部会に部会長 1 人を置き、委員長の指名する部会員がこれに当たる。

5 第6条から第10条まで及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「会長が委嘱する」とあるのは「委員長が指名する」と読み替えるものとする。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結

果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

(細 目)

第13条 この規則で定めるもののほか、委員会及び部会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、平成元年9月14日から施行する。
2. この規則の施行後最初に委嘱された委員及び部会員の任期については、第4条第3項及び第11条第3項中「1年」とあるのは「委嘱のあった日から平成元年度終了後開催される通常総会終了の時まで」と読み替えて適用する。

附 則 (平4. 7. 20一部改正)

この改正は、平成4年7月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2号を改正。
- (2) 第4条第3項を改正。
- (3) 第11条第3項を改正。

附 則 (平19. 8. 28 一部改正)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第3条中第1号を改正。
- (3) 第4条第3項を改正。
- (4) 第11条第3項を改正。

附 則 (平24. 3. 30 一部改正)

この改正は、平成24年6月12日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を改正。
- (2) 第3条中本文及び第2号を改正し、第3号を新設。
- (3) 第4条第1項及び第2項を改正。
- (4) 第11条第1項を改正。

附 則 (平24. 11. 22 一部改正)

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、第3条第1号及び第3号。

附 則 (平26. 6. 4 一部改正)

この改正は、平成26年6月4日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第3項を改正し、第4項及び第5項を新設。
- (2) 第8条を改正。